

博士学位論文審査報告書

申請者 林（広川）佐保
論文題目 『蒙地奉上 「満州国」の土地政策 』

1. 本論文の主題と構成

清朝の時代、モンゴル王公が支配権を有していた土地は「蒙地」と呼ばれていた。清朝政府はかつてこうしたモンゴル地域に対し、漢人の入植を禁じる「封禁政策」をとっていた。しかし、20世紀初頭以降、多数の漢族農民が内モンゴル各地に入植し、かれらによる土地の開墾・耕地化が大規模に進行した。内モンゴルの地は遊牧社会から農耕社会へと大きく転換しつつあったのである。その結果、それまで土地の権利を有していたモンゴルの王公、旗人、寺廟などと入植した漢人との間には複雑で重層的な権利関係が展開していった。中華民国期には、こうした漢族農民による土地の開墾がさらに進み、モンゴル王公・旗人、漢族農民との間の土地をめぐる権利関係は一層錯綜したものとなっていった。1932年以後、内モンゴル東部地域は「満州国」の統治下に組み込まれていく。満州国政府はいわゆる「満州」の地において、「近代的」土地制度を確立するため、地籍整理事業を進めたが、この事業が内モンゴル東部地域で進められるなかで、蒙地の複雑な権利関係をどのように整理していくかということが重要な課題となった。

本論文は、満州国時代に作成された地籍整理事業に関わる各種資料を利用し、満州国政府が内モンゴル東部地域において蒙地の解体・整理、つまり、モンゴル王公・旗からの土地権利剥奪（蒙地奉上）入植した漢人への土地所有権付与を原則とする「近代的」土地所有権の確立という事業をどのように進めようとしたのか、また、そこにどのような難題が存在したのかという問題について、「開放蒙地」（漢人の入植が相当に進み、県が設置されていた蒙地）、「錦熱蒙地」（漢人の入植がある程度進んでいた、錦州・熱河省の蒙地）、「非開放蒙地」（漢人の入植が進んでおらず、興安省に組み込まれた蒙地）の三つの場合について考察している。本論文は、そのなかで、地籍整理事業を進めた土地局を中心とする満州国政府とそれに抵抗するモンゴル側との軋轢、また、モンゴル側の主張に一定の理解を示した蒙政部所属の日本人官吏や土地問題専門家の果たした役割などについて、詳細な検討を行っている。本論文はこうした満州国の地籍整理事業の歴史を検証するなかで、さらに、この事業が内モンゴルにおける王公制度の崩壊と、それに代わる新たな官僚層の成長を促していったことを論じ、単に土地制度史の問題だけでなく、大きな変動期を迎えていた満州国時代の内モンゴル東部地域社会全体をも視野に入れた研究を試みている。

林（広川）佐保氏の論文は、次の7章から構成されている。

はじめに 問題の所在

第1章 モンゴル人の満州国参加 - 「蒙地」と「自治区域」

第2章 満洲国土地政策の展開

第3章 土地政策を巡る対立 蒙政部の廃止

第4章 「蒙地奉上」に至る過程

第5章 「錦熱蒙地」の処理の開始 県旗複合制度と土地問題
第6章 「錦熱蒙地奉上」 - 所有権の一元化と現状維持を巡って -
第7章 対モンゴル政策の転換と『蒙地管理要項』
おわりに まとめと展望

2. 各章の内容

本論文は、「はじめに 問題の所在」において、近代内モンゴル史研究のなかで満州国時代の蒙地問題を考察することがどのような意味をもつのか、その先行研究、本論文が利用する史料等について説明する。第1章「モンゴル人の満州国参加 『蒙地』と『自治区』」は、まず、満州国時代以前の内モンゴルの歴史を概観し、次に、満州事変（九・一八事件）以降の、モンゴル人によって進められた独立・自治運動について論じている。漢人の内モンゴルへの入植はかつて厳しく禁じられていたが、20世紀初頭以降、清朝はこの地域に対する植民政策を積極的に推し進めていった。そのため、内モンゴル東部地域では、モンゴル人と漢人との間に複雑で重層的な土地権利関係が展開していった。民国の時代になると、この地域のモンゴル人は自治を求めた運動を繰り広げ、中華民国、東三省地方政権との対立を深めていった。1931年の満州事変勃発以降、この地域のモンゴル人の諸勢力は関東軍と連携し、「自治権」を求めて満州国の設立に参加していった。これに対し、満州国はモンゴル人行政区域として興安省を設立したものの、モンゴル人の「自治」を基本的に認めることはなかった。満州国の地籍整理事業をめぐる満州国政府とモンゴル側との対立の背景には、この自治をめぐる問題があった。

第2章「満州国土地政策の展開」は、1933年以降、満鉄経済調査会、また、関東軍が満州国の地籍整理事業の基本方針をどのように策定していったかを明らかにしている。まず、満鉄経済調査会は将来の満州国土地制度の基本方針を示す『満州国土地方策』を作成し、これを受けて、関東軍は「満州国土地制度確立方針」をまとめた。こうした基本方針が制定されると、1935年、満州国政府は「臨時土地制度調査会」を設置し、地籍整理事業の実施に着手した。地籍整理事業を主管した土地局は、従来、モンゴルの王公・旗が蒙地に対して有していた権利を「上級所有権」、漢人入植者が有していた権利を「下級所有権」として整理し、開放蒙地については、モンゴル側の「上級所有権」を廃止することで土地の権利関係を整理していこうとした。

第3章「土地政策を巡る対立 蒙政部の廃止」は、関東軍ならびに満州国政府がモンゴル側の自治要求を抑制し、これに対し、モンゴル側が反発を深めていく様相を描いている。1934年に設置された蒙政部は満州国の一機関ではあったが、モンゴル王公・旗人が旧来から有していた諸権利を擁護する立場をとり、かれらから提示される諸要求には柔軟な姿勢を示していた。そのため、例えば、蒙地整理の問題などを巡って、満州国土地局とモンゴル側の在来の権利を主張するモンゴル人・蒙政部は激しく対立してゆく。1935年、満州国政府はモンゴル人省長と土地問題等について協議するために、「第1回興安四省省長会議」を開催したが、ここでは、モンゴル人省長から、満州国政府の施策に対する不満が続出した。会議後、興安北省省長であった凌陞はスパイの嫌疑により処刑され（凌陞事件）モンゴル側の発言は完全に抑え込まれ、蒙政部も1937年には廃止されてしまう。

そうしたなかで、1935年の「土地制度調査会第一回委員会会議」において、土地局は開

放蒙地における土地権利関係の一元化の方針を決定する。それは、モンゴル側が旧来より有してきた土地に対する諸権利を否定し、入植者である漢人に土地「所有権」を認めるというものであった。1936年、満州国政府は土地局の地籍整理局への改組、「土地審定法」の制定を行い、地籍整理事業を本格的に推進していく体制を整えていく。

第4章「『蒙地奉上』に至る過程」は満州国において蒙地整理の基本指針となった『蒙地整理案』と、開放蒙地に対して行われた実態調査の報告書である『開放蒙地調査報告書』の内容を比較し、蒙地奉上の具体的な実施過程を考察する。まず、満州国土地制度調査会の編纂した『蒙地整理案』は、民国時代の土地関係法令等を資料として用い、蒙地奉上という満州国政府の政策目標に合致する形で、蒙地の歴史・実情を説明していた。その内容はモンゴル王公、旗人が土地に対して有していた諸権利を軽視したものであり、蒙地の実情を必ずしも正確に説明したものではなかった。一方、興安局の編纂した『開放蒙地調査報告書』は、当ても開放蒙地には旧慣が色濃く残り、そこにはなおモンゴル王公、旗人、入植した漢人らの諸権利が複雑で重層的に展開している状況を示していた。つまり、蒙地の整理が如何に困難であるかを記していたのである。しかし、地籍整理事業の推進を目指す満州国政府は、『蒙地整理案』に依拠しながら、開放蒙地における土地権利関係の一元化を図っていった。その結果、開放蒙地の行政は満州国政府の直接的な統治のもとに組み込まれ、王公制度も実質的に廃止されていった（蒙地奉上）。そうしたなかで、旧モンゴル王公に代わり、若いモンゴル人官吏たちが満州国の行政に深く関わっていく。

第5章「『錦熱蒙地』の処理の開始 県旗複合制度と土地問題」は、錦熱蒙地における満州国政府の土地政策について考察している。清朝の時代より、錦熱蒙地では、漢人への土地の開放（借地養民）が進んでいたが、開墾後も蒙地の「所有権」は「モンゴル王公、旗」に属するとされ、入植した漢人には一種の「永佃権」、「永租権」（「永小作権」に該当する世襲耕作権）が認められていたに過ぎなかった。モンゴル側（王公、旗、寺廟、旗人）は入植した漢人農民から「租子」を徴収し、その徴収権は「吃租権」と呼ばれていた。こうした重層的な土地権利関係は民国の時代にはさらに複雑なものとなっていた。1933年、関東軍の熱河占領後、満州国政府は錦熱蒙地において、（1）この地域に重複して設けられている県と旗のいずれを基本的な行政機構とするか、（2）モンゴル人と漢人のいずれに土地所有権を与えるか、という問題に直面した。前者の問題について、満州国政府は県・旗を合体させる方針を打ち出し、後者の蒙地の問題については、モンゴル側の「吃租権」を解消し、漢人入植者に土地所有権を与えようとした。しかし、現地に派遣された日本人官吏による実態調査が進むなかで、漢人とモンゴル人との間に展開していた錦熱蒙地の「分割所有権」的な実態がより鮮明となってくる。

第6章「錦熱蒙地奉上」 所有権の一元化と現状維持を巡って」は、錦熱蒙地の土地権利関係の整理を巡って、満州国政府が土地所有権の一元化と現状維持のあいだで揺れ動いた状況を明らかにしている。1937年、日中戦争の開始とともに、熱河省の政治状況は極めて不安定であった。そうしたなかで、現地の日本人官吏は、錦熱蒙地の実情に沿ったかたちで、つまり、この地における「分割所有権」の存在を認めたいうえで、地籍整理事業を進めていくよう主張した。これに対し、満州国政府はモンゴル人のもつ「吃租権」の解消、漢人入植者への土地所有権付与という方針を貫こうとする。1939年、錦熱蒙地の「奉上」が実施されたが、この地域では「旗制」がそのまま存続した。一方、錦熱蒙地における地

籍整理事業が進むなかで、モンゴル人と漢人との間に存在していた重層的な土地権利関係を整理することが如何に困難であるかが明らかとなり、満州国政府は、結局、錦熱蒙地における「分割所有権」の存在を認めざるをえなくなっていく。

第7章「対モンゴル政策の転換と『蒙地管理要綱』」は、「非開放蒙地」における土地管理の基本方針を示した「蒙地管理要綱」が制定される過程、また、その内容を分析することにより、1940年以降、満州国政府が対モンゴル政策を大きく転換していったことを論じている。1939年のノモンハン事件（ハルハ河戦争）以後、満州国政府はモンゴル人民共和国と国境を接する興安省の戦略的重要性を認識し、モンゴル人の政治的活動を強く抑制するが、他方、「興安振興三ヵ年計画」の策定などを通じて、この地域におけるモンゴル人との安定した関係を構築しようとしていく。そうした状況のなかで、1942年、モンゴル側と満州国興安局との間で「非開放蒙地」の管理方法を定めた「蒙地管理要綱」が制定された。この「要綱」の特徴は、蒙地の旧慣を尊重し、その所有権の問題には当分手をつけないこと、モンゴル人旗長の強い権限の下で蒙地の管理を行うことを明文化した点にある。つまり、非開放蒙地の現状維持を満州国政府は認めたのであった。一方、1943年、興安四省が統合され興安総省が設けられるが、これにより、モンゴル人の政治的発言力はある程度強化されていった。1940年以降、満州国政府はモンゴル人の要求にある程度応じた政策を進めていくが、本論文はその背景には、緊張を深める対ソ関係の存在、また、旧王公出身ではない、若いモンゴル人官吏たちがそうした政策転換のなかで果たした役割を強調している。

「おわりに まとめと展望」は、満州国政府による内モンゴル東部地域の支配、そのもとで実施された蒙地の解体・整理という事業がそれまでの王公制度を基礎とする政治・社会体制の崩壊をもたらし、1945年以降の新しい時代への一つの出発点となったことを論じている。

3. 評価

本論文は日本、中国、台湾の研究機関・文書館などに散逸して所蔵されてきた満州国地籍整理事業に関する各種史料を地道に読み進め、内モンゴル東部地域における蒙地整理事業の具体的な歴史を明らかにした。「蒙地」と総称されたものの、「開放蒙地」、「錦熱蒙地」、「非開放蒙地」では漢族農民の入植の歴史、モンゴル王公・旗人と漢族入植者との間に取り結ばれていた土地権利関係の実態、それに対応した清朝・民国政府の土地政策も異なっていた。林（広川）氏は、蒙地を解体・整理しようとする満州国政府の土地政策の歴史を、上記の各蒙地の場合についてそれぞれ丹念に考察し、「蒙地奉上」の全体像を明らかにした。同時に、こうした満州国の土地政策を分析するなかで、本論文は当時の蒙地の実態そのものを描きだすことを試みている。これまで本格的な研究対象とはされてこなかった蒙地の問題について、こうした実証的な研究をまとめたことは高く評価できよう。

本論文は単に土地制度史の分野だけではなく、当時の内モンゴル東部社会の内側にも迫っている。蒙地における地籍整理事業、「蒙地奉上」が進められていくなかで、かつてのモンゴル王公たちは実権を失い、それに代わり、日本への留学経験などを持つ若いモンゴル官吏たちがこの地域の政治のなかで重要な位置を占め始めていった。まさに、満州国時代の内モンゴルは大きな変動期を迎えていたのである。本論文はそうした当時の内モンゴル

社会の動きを、個々の具体的なモンゴル人官吏たちの動きを追いながら明らかにしており、その議論は説得力をもっている。

また、本論文は蒙地における地籍整理事業を推し進めていった、満州国政府中央の日本人官僚、軍関係者、現地の官吏、モンゴル問題専門家の果たした役割を、個々の人物の発言、その経歴などに言及しながら説明している。当時、満州国の内部では、蒙地の整理を速やかに進めようとする政府中央の官僚・関東軍と蒙地の現実に対応した方策を探る現地の官吏・モンゴル問題専門家との間に深刻な対立があったことを、本論文は明らかにした。こうした満州国政府内部の対立構造を示すことによって、林（広川）氏は当時の蒙地の実情、また、その整理が如何に困難であったかを示している。

未完に終わった満州国の地籍整理事業を本格的にとりあげ、内モンゴル東部地域の蒙地問題、そこから、当時のこの地域の歴史を考察した研究として、上記のように、本論文は高く評価できよう。しかし、そこに今後の課題として残されている問題がないわけではない。まず、満州国の地籍整理事業に先立ち、日本はすでに台湾、朝鮮、関東州などにおいても同様な事業を実施していた。明治期の地租改正事業も同様な性格を有していたと言えよう。したがって、明治期以降、日本政府が東アジア各地で進めた土地権利関係を整理しようとした各事業と比較検討するなかで、満州国の地籍整理事業をどのように位置付けることができるのか、また、その特徴を明らかにするという研究が必要であろう。また、本論文は蒙地における重層的な土地権利関係の存在を論じたが、こうした土地権利関係をめぐる問題は中国史研究の分野においても一つの重要なテーマとなっている。中国関内の場合との比較のなかで、内モンゴルの重層的な土地権利関係の特質を明らかにしていく作業も今後望まれる。さらに、本論文は満州国時代に内モンゴル東部地域の社会が大きな変動期を迎え、それが新たな時代への出発点となったことを論じているが、この時期の地域社会が、戦後・解放後の歴史とどのようにつながっていったのかという点を具体的に明らかにしていくことも、今後に残された課題の一つであろう。これらの点は、林（広川）氏のこれからの研究への大きな期待であり、本論文自体が高い学術的価値を有していることは既に述べたとおりである。

以上、審査員一同は、所定の試験結果と論文評価にもとづき、林（広川）佐保氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当と判断する。

平成15年11月12日

審査員

江夏由樹
齋藤 修
城山智子
三谷 孝
森 武磨